

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可について

平成 21 年 11 月 18 日

当社は、本日、原子炉等規制法(※1)第37条第1項の規定に基づき、平成21年10月14日に行った保安規定(※2)の変更認可申請(平成21年11月10日に記載の明確化等を目的に補正申請)について、本日、経済産業大臣より認可を受け、認可書を受領しました。

今後も保安規定を遵守し、浜岡原子力発電所の安全・安定運転に努めるとともに1, 2号機の廃止措置を適切に進めてまいります。

【保安規定の変更の概要】

当社は、実用炉規則(※3)第16条第3項に基づき、1, 2号機の廃止措置計画(※4)を実施していくために必要な保安上の規定を保安規定へ追加しました。

具体的には、保安規定の本文を2編に分け、表1に示す考え方に基づき、これまでの運転段階の保安規定に、第2編として1, 2号機の廃止措置計画を実施していくために必要な保安上の規定を追加しました。

表1 第1編と第2編の適用対象の考え方

保安規定	第1編 運転段階の原子炉施設	第2編 廃止措置段階の原子炉施設
対象施設 (管理の対象)	3～5号機の原子炉施設 (共用施設を含む)	1, 2号機の原子炉施設
目的	運転の安全確保	廃止措置の安全確保
組織	運転に関する保安のために必要な措置を実施する組織について規定	廃止措置に関する保安のために必要な措置を実施する組織について規定
保安措置 (保安活動)	運転に関する保安のために必要な措置について規定	廃止措置に関する保安のために必要な措置について規定

※1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。

※2 保安規定は、正式には「原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

※3 実用炉規則は、正式には「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」です。

※4 1, 2号機の廃止措置計画は、原子炉等規制法第43条の3の2第2項の規定に基づき、平成21年6月1日に、当社から経済産業大臣へ認可申請を行ったものです。
当該廃止措置計画では、原子炉施設の解体を安全かつ確実にを行うための全体計画や、至近数年間の解体工事準備期間中に実施する作業(系統除染、施設の汚染状況の調査等)の内容および安全確保対策等を定めています。

(平成21年6月1日の廃止措置計画認可申請の内容はこちら)

以上